

障障発 0329 第 3 号
平成 29 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「訪問系サービスの適切な運用について」の一部改正について

標記について、平成 27 年 5 月 15 日障障発 05115 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

新	旧
<p style="text-align: right;">障 障 発 0515 第 1 号 平成 27 年 5 月 15 日 一部改正 障 障 発 0329 第 3 号 平成 29 年 3 月 29 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管課（室）長 殿 中 核 市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">訪問系サービスの適切な運用について</p> <p>障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、訪問系サービスの適切な運用のための留意事項をまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;">障 障 発 0515 第 1 号 平成 27 年 5 月 15 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中 中 核 市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">訪問系サービスの適切な運用について</p> <p>障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、平成 27 年度の「<u>重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業</u>」につきましては、<u>下記のとおりとさせていただきますとともに、訪問系サービスの適切な運用のための留意事項をまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p>

新	旧								
<p>(削除)</p> <p>1 重度障害者等包括支援対象者に対する国庫負担基準の適切な運用について</p> <p>国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成 18 年厚生労働省告示第 530 号)に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしているが、重度障害者等包括支援対象者については、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることとなっている。</p> <p><国庫負担基準></p> <table border="1" data-bbox="248 1254 1099 1441"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="248 1254 1099 1362">重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1362 645 1441">区分 6</td> <td data-bbox="645 1362 1099 1441">69,070 単位 (参考：重度訪問介護の区分 6 は 47,490 単位)</td> </tr> </table>	重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準		区分 6	69,070 単位 (参考：重度訪問介護の区分 6 は 47,490 単位)	<p>1 「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」に係る平成 27 年度の補助率等について</p> <p>(1) 平成 27 年度の補助率等について</p> <p>先般、全国厚生労働関係部局長会議 (厚生分科会) 並びに障害保健福祉関係主管課長会議において、平成 27 年度における本補助金の補助率 (案) 等をお示ししたところであるが、当該会議以降補助率等を一部見直したところ。</p> <p>なお、具体的な内容については、別紙のとおりであるので、併せてご了知いただきたい。</p> <p>(2) 平成 27 年度の執行について</p> <p>平成 27 年度の執行については、所要額が予算額を超過した場合には一定の調整が必要となるが、本補助金の趣旨を踏まえ、以下を考慮し補助することとする。</p> <p>① 人口規模の小さい市町村 ② 「重度障害者に係る市町村特別支援 (地域生活支援事業)」の実施状況 等</p> <p>2 訪問系サービスの適切な運用のための留意事項</p> <p>(1) 重度障害者等包括支援対象者に対する国庫負担基準の適切な運用について</p> <p>国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成 18 年厚生労働省告示第 530 号)に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしているが、重度障害者等包括支援対象者については、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることとなっている。</p> <p><国庫負担基準></p> <table border="1" data-bbox="1189 1254 2040 1441"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1189 1254 2040 1362">重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1362 1585 1441">区分 6</td> <td data-bbox="1585 1362 2040 1441">66,730 単位 (参考：重度訪問介護の区分 6 は 46,330 単位)</td> </tr> </table>	重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準		区分 6	66,730 単位 (参考：重度訪問介護の区分 6 は 46,330 単位)
重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準									
区分 6	69,070 単位 (参考：重度訪問介護の区分 6 は 47,490 単位)								
重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準									
区分 6	66,730 単位 (参考：重度訪問介護の区分 6 は 46,330 単位)								

新		旧	
介護保険対象者	34,540 単位 (参考：重度訪問介護は 14,490 単位)	介護保険対象者	33,370 単位 (参考：重度訪問介護は 14,140 単位)
(参考) 重度障害者等包括支援利用者は 84,320 単位		(参考) 重度障害者等包括支援利用者は 83,660 単位	
<重度障害者等包括支援対象者> (略)		<重度障害者等包括支援対象者> (略)	
2 訪問系サービスの周知について (略)		(2) 訪問系サービスの周知について (略)	
(1) 訪問系サービスについては、		① 訪問系サービスについては、	
① 平成 23 年 10 月に同行援護を創設し、視覚障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する等のサービスを提供		ア 平成 23 年 10 月に同行援護を創設し、視覚障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する等のサービスを提供	
② 平成 26 年 4 月から重度訪問介護の対象に、行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者 (※) を新たに追加など所要の改正を行ったところであり、これらの事業によって在宅の障害者の支援の選択肢が拡大されたところである。		イ 平成 26 年 4 月から重度訪問介護の対象に、行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者 (※) を新たに追加など所要の改正を行ったところであり、これらの事業によって在宅の障害者の支援の選択肢が拡大されたところである。	
また、これらの改正により、地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業により支援されていた者についても、同行援護や行動援護等の訪問系サービスの対象となる場合も考えられることから、各都道府県におかれては、利用者の心身の状況等に応じて適切な支給決定を行っていただくよう改めて管内市区町村に周知いただきたい。		また、これらの改正により、地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業により支援されていた者についても、同行援護や行動援護等の訪問系サービスの対象となる場合も考えられることから、各都道府県におかれては、利用者の心身の状況等に応じて適切な支給決定を行っていただくよう改めて管内市区町村に周知いただきたい。	
(略)		(略)	
(2) また、訪問系サービスは、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であることから、制度に対する理解不足を理由としてサービスの利用が抑制されることのないよう、各都道府県・市区町村におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、これらの訪問系サービスについて、制度改正の状況を含め、改めて広報誌の掲載や制度説明会の開催等を通じて制度の周知に努めていただき、障害者が暮らしやすい地域づくりの推進に努めていただきたい。		② また、訪問系サービスは、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であることから、制度に対する理解不足を理由としてサービスの利用が抑制されることのないよう、各都道府県・市区町村におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、これらの訪問系サービスについて、制度改正の状況を含め、改めて広報誌の掲載や制度説明会の開催等を通じて制度の周知に努めていただき、障害者が暮らしやすい地域づくりの推進に努めていただきたい。	